

各常任委員会審査・調査報告

総務常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆白河市監査委員条例の一部改正

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部施行に伴い、監査委員の審査に付すべき事項を追加するために改正するものです。

◆白河市総合計画審議会条例の一部改正

組織機構改革に伴い、総合計画審議会の所管課を変更するために改正するものです。

◆白河市職員の給与に関する条例の一部改正

職員に係る通勤手当の支給限度額を改定するために改正するものです。

問 交通機関等を利用して職員の通勤手当支給限度額を30000円アップする根拠と年間の増額について

答 福島県人事委員会勧告に基づき県が改正を行い、それに準じて同様に改正する。ま

た通勤手当を支給している職員数は電車を利用して3名、自家用車を利用して約400名で職員全体の71%で所要額は約270万円です。

◆白河市税条例の一部改正

平成20年度税制改正に伴い、個人市民税については、「ふるさと納税制度」を含む寄附金控除方式を見直すとともに、上場株式等の譲渡所得及び配当等に対する税率の特別措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収の導入を行うなど、固定資産税については、新築住宅に係る減額措置を延長するとともに、熱損失防止改修に伴う減額措置を創設するほか、公益法人制度改革に伴い、非課税等措置について所要の措置を講じるなど、関係条項の規定の整備を図るために改正するものです。

問 寄附金税制の見直しで、今後、市が条例により指定を予想される団体について

答 公益法人では白河法人会と白河労働基準協会、県所管では白河医師会と白河青年会

議所となるが、所得税法の適用も必要であり、地域における住民の福祉の増進に寄与する法人と確認できれば対象とすることはできるが、現在は具体的な想定はない。

◆白河市税特別措置条例の一部改正

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、特別工業等導入地区における固定資産税の課税免除の適用期限を延長するほか、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律による集積区域に指定されたことに伴い、当該区域の固定資産税の課税免除に係る規定を整備するため、所要の改正をするものです。

一般会計補正予算

*補償補填及び賠償金について

問 市有地において杉の枝が折れ、隣接地の家屋に損害を与えたが、このようなケースは初めてか。

答 過去にも公園内で枝が折れ、車の損害がありました。

*循環バスについて

問 循環バスの利用実績は。
答 昨年の10月から今年3月までの南湖公園先回り新白河駅先回り1便当たり平均4・23名利用しています。



巡回バス（白河駅停留所）

問 当初予定した利用者7名より実績は減少しているが、その分、補填は増加するのか。

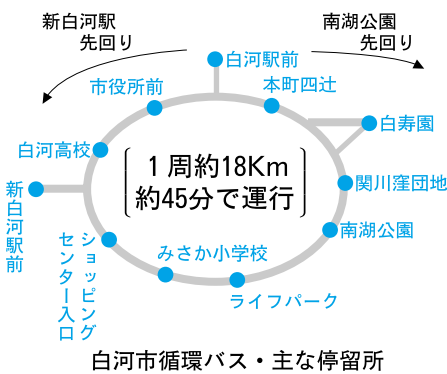
答 運行欠損分の補填となり、市の負担が増加するため、既存のバス路線で競合する区間の検討や利用PRに努めます。

問 利用者から白河駅での乗換えにより時間差があること、運行区間の引継ぎができません、料金が2倍になること、バス停留所の場所がわかりにくい

との声がある。

答 乗換えできる手法の研究や利用者の増加を図るために利便性を検討する。また停留所の表示は早急に確認し、対応します。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。



市民産業常任委員会

市民産業常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆白河市・表郷村・大信村・東村国民健康保険条例の一部改正

問 課税基礎額の限度額が増額した理由と、生活保護基準及び市民税所得割非課税基準における前年度税額との比較は、どのようになっているか。

答 限度額増額は、国保財政の健全化を図るためのもので、生活保護基準及び市民税所得割非課税基準の税額は、前年同額と見込んでいます。

問 福島県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱を周知徹底すれば、該当者が出てくるのではないか。

答 要綱には、利用し得る資産等の活用を図ったにもかかわらず、負担能力に欠けると認められるものに対し、当該保険料を減免するとあり、昨年まで働いていたが失業したというだけでは該当しないし、預貯金や資産がある方の場合、減免該当は難しい。初めから収入が少ない方の場合も、相互扶助の考えから7割軽減に対応しています。

なお、後期高齢者医療広域

連合における減免制度については、広報紙やホームページで周知します。

国民健康保険・老人保健特別会計補正予算

問 療養給付費見込額の算出根拠と繰越金について

答 療養給付費は、旧4市村ごとに、平成18年10月から平成19年9月の実績額に、月平均額の平成18年度と平成19年度における伸び率、または被保険者数の伸び率のいずれか大きい方を乗じて算出しています。歳出予算の大部分を占めているため、最終的に不足することのないよう伸び率の大きい方で計算しています。

繰越金については、歳入歳出の差額が該当しますが、平成18年度と平成19年度の決算の比較において、歳入に関しては約4億2000万円、歳出に関しては約3億5000万円増えています。このことにより繰越金が約8000万円増えています。平成19年度単年度で見えた場合療養給付費等については、約3000万円の執行残があるほか、幾つかの要因があり、最終的な繰越金は約4億5800万円となりました。

期	納期
第1期	7月31日(木)
第2期	9月1日(月)
第3期	9月30日(火)
第4期	10月31日(金)
第5期	12月1日(月)
第6期	12月25日(木)
第7期	2月2日(月)
第8期	3月2日(月)

※市税の納付は納め忘れのない口座振替をご利用ください。

◆白河市手数料条例の一部改正

公共性の高い統計、学術研究のため必要な場合に戸籍の謄抄本、記載事項を提供することができるよう戸籍法の改正に合わせ、手数料条例を改正するものです。

◆白河市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

問 条例を適用する区域、緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合の改正内容について

答 昭和49年に工場立地法が適用され、環境施設率や緑地率がそれぞれ25%、20%と定

められていたが、今回の制定で区域を決定した地区について、甲種区域5%、乙種区域で10%の緩和をするものです。さらに、昭和49年以前に建設された、現在の緑地率を下回っている特定工場については、新たに建設する部分についてはのみ現在の緑地率等を適用する算式を附則で定めています。また、改正後の効果については、工場用地の効率的な活用が第一で、新規進出企業は、緑地率が下がれば全体の敷地面積が減るため、全体の取得面積を減らすことができ、農地転用が絡めば転用面積が若干減少することが見込まれます。また、既存企業は、現在の敷地内で新しく工場等の増設が可能となり、雇用増の際は駐車場にも充てることができると、企業活動の活性化につながります。

問 より有利な条件で誘致するために、条例に市の独自性を盛り込むことはできなかったのか。今後は市の中で、部署の枠を超えて横断的なつながりを持ち、減税等考えられる施策を相談してほしい。

答 準則は、独自に決定することが難しいという自治体か

らの要望によりできたもので、準則に基づかない措置を講じる場合は、特殊な要因を示して、国へ書類を提出しなければならぬ。準則に基づいた条例を制定することで、企業に早く提示することを目指しました。

一般会計補正予算

問 国民健康保険特別会計への繰出金について

答 国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を年金から特別徴収するに当たっての国保連合会に対する、1件当たり5円の手数料となります。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。



工業の森・新白河

教育福祉常任委員会

教育福祉常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆**専決処分承認を求めるとについて**

本案は、診療報酬算定方法の改正に伴い、緊急に条例改正が必要となったため専決処分を行ったものです。

◆**白河市表郷クリニック条例の一部改正**

本案は、土曜日の診療時間を新たに午後2時から5時30分まで拡大するものです。

問 診療時間を拡大することになった経緯及び月平均で何人の方が通院されているのか。

答 診療時間の拡大は、患者の要望にこたえるために実施するものです。また、利用者数は、19年度で1カ月平均、約1300人になります。

◆**白河市立小学校及び中学校条例の一部改正**

◆**白河市就学援助条例の一部改正**

学校教育法の改正に伴い条項の読み替えが必要となったため、所要の改正をするものです。

一般会計補正予算

保健福祉部

主なものは、新規に行われる中国残留邦人生活支援事業費、小児平日夜間救急医療事業費などです。

★審議の中での主な質疑

問 どのような経緯で行う事業なのか。また、市内在住の中国残留邦人は何世帯、何人か。

答 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部改正され、平成20年4月1日から施行されたことに伴う支援事業です。市内在住家族は2世帯、4人です。

問 小児平日夜間救急医療事業は、どのような経緯で実施する運びとなったのか。

答 小児救急医療に関し白河医師会等が危機感を持たれ、市に相談がありました。県の補助事業創設があり、白河厚生総合病院の新築による診療場の確保も可能となり、本市と関係町村で検討した結果、実施するものです。

問 この事業の内容、補助率の説明を求めます。

答 この事業は、白河厚生総合病院を事業主体として、白河医師会の20名の医師による協力で実施するものです。県の「病診連携による夜間救急医療支援事業」は、創設時から3年間に限り補助があり、平成20年度から1/2、1/3、1/4となります。また、実際の事業では1診療日単価が3万円ですが、県の補助基準は1診療日単価を2万1000円としています。

問 負担割合はどのように決めたのか。

答 県の補助割合が総事業費の約1/3となることから、関係機関と協議し、市町村も事業主体もおおよそ1/3となるよう考慮したものです。



現地調査（五箇幼稚園）

問 補助率が下がる2年目以降、補助がなくなる4年目以降はどうするのか。

答 2年目、3年目は、県の補助率が下がるため、今年度の事業実績を参考に関係機関と協議し負担割合等を検討します。また、本事業の重要性からすると4年目以降についても実施が必要と認識していますが、実績等を見ながら関係機関と協議していきます。

教育委員会

主なものは、史跡及び白勝「南湖公園」冊子作成費、白川城跡法面改修工事費、中央体育館バスケットボールゴール修繕費などです。

★審議の中での主な質疑

問 「南湖公園」冊子は、どのような経過で作ることになったのか。また、文化庁に申請する手続は。

答 平成18・19年度の2カ年で作成した史跡名勝南湖公園第二次保存管理計画に基づき、今回指定地拡大を行うもので、7月に文化庁に申請する予定です。10月に諮問する審議会に必要な冊子ということで、指示を受け作成するものです。

問 白川城跡法面改修工事費だが、歳入に県の文化財補助金227万円が計上されている。全額この工事費に充てられるのか。また補助率は。

答 全額が、この改修工事に充てられます。補助率は1/2以内ですが、県全体で予算総額を割り振るため、このような補助金額となったものです。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。



現地調査（丘の上幼稚園）

◆現地調査◆

付託議案の審査後、改修工事予定の白川城跡法面、五箇幼稚園の預かり保育、丘の上幼稚園預かり保育施設「キリンズハウス」、白坂幼稚園の預かり保育の現場を視察・調査しました。

調査結果を報告します。

▼改修工事予定の白川城跡法面は、藤沢山の一部、旧ごみ焼却場へ通じる道路沿いで先には民家がある。法面上部は、樹木の根がむきだし状態になっており、倒木のおそれもある。県史跡であることから、県補助金を入れての工事は適切である。

▼各地域の要望を受けて、この6月から始まった旧市内の市立幼稚園預かり保育は、施設・職員体制とも十分とはいえないまま出発した。今回、視察・調査した五箇、白坂の預かり保育は、与えられた条件の下でしっかり行われている。

▼丘の上幼稚園の預かり保育は、独立施設「キリンズハウス」で独自のカリキュラムを用いて行っていることを、藤田園長先生から説明を受けた。市の「こども課」創設によって、私市立を一体的に見ていくことが可能となり、条件の整備や交流も期待できる。

建設水道常任委員会

建設水道常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆白河市営住宅条例・白河市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正

問 暴力団員の判別方法及び暴力団員と判明した場合の対処方法について

答 条例可決後、「暴力団員による市営住宅等使用制限に関する協定書」を白河警察署と締結する予定であり、その協定書には、入居申込者や現入居者に不審な点がある場合、警察署に照会し暴力団員であるかどうかの確認をしてもらうことや、現入居者に暴力団員がいた場合は、警察署の支援を受けて、退去手続を進めるといった内容が盛り込まれています。

公共下水道事業・農業集落排水事業・簡易水道事業・水道事業会計補正予算

問 借り換えの際の金融機関の選定基準及び利率の決定方法について

答 市内の金融機関に照会文書を出し、最も利率の低い金融機関と契約しています。利率は、借り入れする金額

や期間を考慮して、金融機関が定めています。

請願

◆請願第6号老久保2号線の整備に関する請願

各委員から「採択すべきである。」との意見があり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、本請願につきまして、関係執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することに決しました。

▼付託された議案は、いずれも原案のとおり可決しました。



金勝寺橋架設現場



国道289号 甲子トンネル工事現場

9月21日(日) 開通(予定)

◆現地調査◆

6月24日に、付託案件の審査終了後(休憩時間中)市バスで、建設水道常任委員7名・建設部職員・議会議務局担当者で、「金勝寺橋架設現場」と、「国道289号甲子トンネル工事現場」の現地調査をしました。

※農業集落排水使用料は、10月使用分から「世帯数+人員割」の定額制から「使用水量」に応じた料金制に変わります。

農業集落排水使用料 新旧比較表

区分	現行料金 (円)				新料金1カ月		差額 (円)			
	白河	表郷	大信	東	水量 ^{m³}	金額(円)	白河	表郷	大信	東
1人	1,050	2,898	2,200	2,362	1 0	1,207	157	-1,691	-993	-1,155
2人	2,100	3,171	2,700	2,835	1 6	2,108	8	-1,063	-592	-727
3人	3,150	3,444	3,200	3,307	2 2	3,026	-124	-418	-174	-281
4人	4,200	3,717	3,700	3,780	2 8	3,977	-223	260	277	197
5人	5,250	3,990	4,200	4,252	3 4	4,962	-288	972	762	710
6人	6,300	4,263	4,700	4,725	4 0	5,964	-336	1,701	1,264	1,239
7人	7,350	4,536	5,200	5,197	4 6	6,965	-385	2,429	1,765	1,768
8人	8,400	4,809	5,700	5,670	5 2	7,992	-408	3,183	2,292	2,322
9人	9,450	5,082	6,200	6,142	5 8	9,069	-381	3,987	2,869	2,927
10人	10,500	5,355	6,700	6,615	6 4	10,147	-353	4,792	3,447	3,532

*新料金は1人当り6^{m³}使用した場合(基本量10^{m³}に1人6^{m³}を加算する。)